

離島の生活環境改善支援事業補助事業者 公募要領

1 公募の目的

本要領は、離島住民が県内量販店の提供するネットスーパーサービスを利用した際、沖縄本島、宮古島又は石垣島から対象離島までの海上輸送に要する経費（海上運賃）を補助する「離島の生活環境改善支援事業」を実施するにあたり、最も適正かつ効果的に事業を実施できる補助事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 補助事業の概要

(1) 補助対象事業

沖縄県内に本店を置く量販店が、対象離島の港までネットスーパーサービスにより注文を受けた商品を配送する事業。

(2) 対象離島

沖縄本島又は宮古島と架橋で連結されておらず、人口 5 千人を下回る小規模離島。

なお、令和 8 年度実証対象は、竹富島及び黒島である。

(3) 補助対象経費

沖縄本島、宮古島又は石垣島から対象離島までの海上輸送に要する経費（船舶費、梱包費、集荷・運搬費等）の合計額（消費税及び地方消費税を除く）。

(4) 補助率

10/10。ただし、2 年目以降の補助率については、離島の生活環境改善支援事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という）別表 1 及び附則 2 の規定に基づき、変更となる場合がある。

3 補助選定期間

本公募において選定された補助事業者は、令和 8 年度から令和 10 年度までの最長 3 年間における本事業の補助事業者として選定する。

なお、2 年目以降（令和 9 年度及び令和 10 年度）については、次の条件を付して交付するものとする。

- (1) 2 年目以降（令和 9 年度及び令和 10 年度）の補助金の交付にあたっては、各年度の沖縄県一般会計予算において本事業に係る予算が成立していること、国の交付金（沖縄振興特別推進交付金）が交付決定されていることを前提条件とする。
- (2) 県予算が減額や不成立または国の交付金が交付決定されない場合、あるいは補助金交付要綱附則第 2 に基づく補助率の見直し等が生じた場合は、2 年目以降（令和 9 年度及び令和 10 年度）の補助金の全部もしくは一部の変更、または交付を行わないことがある。
- (3) 2 年目以降（令和 9 年度又は令和 10 年度）、事前に補助事業者と協議の上、事業内容の見直し（対象離島の追加や離島小売店との連携など）を行う場合がある。

- (4) 各年度末（２月～３月頃）において、県は補助事業者に対し、翌年度における事業継続の意思及び実施体制（配送ルート、温度管理、カスタマーサポート体制等）の維持・確保状況について確認を行うものとする。確認の結果、継続の意思がない場合や適切な体制の維持が困難と認められる場合は、翌年度以降の選定を取り消すことがある。なお、確認の手続きについては書面にて行うものとし、提出が必要な様式等については、事前に補助事業者へ通知するものとする。
- (5) 今回の公募で選定された場合であっても、２年目以降（令和９年度及び令和１０年度）の補助金交付決定手続きは、各年度の初めに単年度ごとで行う。

4 応募資格・要件

- (1) 沖縄県内に本店を置く量販店でありネットスーパーサービスを提供する事業者であること。
- (2) 食品（生鮮食品・冷凍食品を含む）及び日用品等を適切に温度管理し、対象離島の港まで確実に配送できる体制を有すること。
- (3) 船舶の欠航・遅延時や商品不備の際、注文者に直接電話連絡するなどの対応を行えるカスタマーサポート体制を有すること。
- (4) 沖縄県及び対象市町村と連携し、利用者増に向けた事業周知に協力すること。
- (5) 対象離島の郵便局において実施予定である、「注文支援業務（インターネット操作に不慣れた住民等を対象としたネットスーパーの注文・操作支援業務）」と連携・協力すること。
- (6) 沖縄県が実施する本事業の「効果検証等委託業務」に協力すること。
※ 「効果検証等委託業務」の詳細については、参考別紙を参照
- (7) 本事業から得られた実績（客単価や利用頻度、物流コストデータ）を検証し、必要に応じてサービス利用料金の見直しを検討すること。また、可能な範囲で検証結果を県へ提供すること。

5 補助事業者の選定方法（書面審査）

提出された申請書類に基づき、沖縄県において書面審査を行い、最も適合度の高い申請者を補助事業者として選定する。なお、審査にあたっては、以下の項目を確認・評価する。

- (1) 商品の品揃え及び利用料金・利便性への配慮
- (2) 離島配送・受取体制の確実性（冷温管理、定期船連携等）
- (3) カスタマーサポート・問合せ対応体制
- (4) 県や市町村、郵便局との連携姿勢及び事業効果検証への協力度
- (5) 発展性・継続性への意欲（輸送コスト低減や利用拡大に関する取り組み等）

6 本公募に関する質問及び回答

本公募において申請しようとする者は、公募要領や補助金交付要綱について質問することができる。

(1) 受付期間及び提出方法

ア 期 間 公募開始日から令和８年１０月２日（金）まで

イ 受付時間 休日を除く 9時から 17時まで

ウ 提出方法 質問書（公募様式 4）

エ 提出先 メール：aa017035@pref.okinawa.lg.jp

※ メールの件名は「【質問書】離島の生活環境改善支援事業補助事業者公募」とし、メール送信後は電話（098-866-2370）による受信確認を行うこと。

(2) 回答の方法

質問事項に対する回答は、地域・離島課のホームページにて掲示する。なお、提出資格がないと判断される者からの質問については、回答しない場合がある。

7 申請手続き及び応募書類

(1) 応募方法

以下の書類に必要事項を記入し、指定の期日までに郵送またはメールにて提出すること。

ア 公募参加申請書（公募様式 1）

イ 事業実施計画書（公募様式 2）

ウ 補助対象経費試算書（公募様式 3）

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 14 日（水）

8 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1－2－2（県庁 7 階）

沖縄県 企画部 地域・離島課 担当：川満

T E L：098-866-2370 F A X：098-866-2068

E-mail：aa017035@pref.okinawa.lg.jp